

令和5年8月1日から

～ 中学生までの医療費を無償化します ～

旭川市では、0歳から中学生までの通院・入院・指定訪問看護・治療用装具等の費用について、令和5年8月診療分より健康保険適用の医療費自己負担額を全額助成します。また、子ども医療費の所得制限で今まで対象となっていなかった世帯の0歳から中学生についても助成対象を拡大し医療費を無償化します。

現在、ひとり親家庭等医療費や重度心身障害者医療費の助成対象となっている0歳から中学生までの方の医療費についても健康保険適用の医療費自己負担額を全額助成します（所得制限については現行のまま）。

住民税区分	令和5年7月までの自己負担	令和5年8月からの自己負担
課税世帯	1割負担	自己負担なし
所得制限超世帯	2割・3割負担（助成なし）	自己負担なし

子ども医療費申請手続について

○現在子ども医療費受給者証をお持ちでない方は新たに申請が必要です。既に受給者証をお持ちの方は、8月1日からの更新にあわせて新しい受給者証を7月中旬に郵送します（無償化しても所得確認が必要なため所得申告がされていない等の理由により、更新されない場合があります。）。

○生活保護受給中の方、重度心身障害者・ひとり親家庭等の医療費受給者証をお持ちの方は申請の必要はありません。
〈必要書類〉

申請書の様式はホームページからダウンロードするか、申請窓口で配布しています。（裏面下記参照）

- 1 子ども医療費受給者証交付（更新）申請書（お子さん1人につき1枚必要です。）
- 2 お子さんの健康保険証（写し）又はその証明書
- 3 同意書 ～ 生計維持者（お子さんの生計を主に維持する方）と20歳以上の同一世帯全員分の署名及び押印が必要（スタンプ式の印は不可）
- 4 生計維持者の令和5年度の所得・課税証明書（令和5年1月1日現在旭川市以外にお住まいの場合のみ）

今年の1月1日現在旭川市以外にお住まいの方（転入者、単身赴任者等の場合）は、当時住民登録のあった市区町村で証明書の交付を受けてください。

※ 所得・課税証明書 ～ 所得額、所得控除額、扶養人数、課税額の記載があるもの

※ 所得・課税証明書の代わりに「住民税特別徴収税額の決定通知書」又は「住民税納税通知書」でも受付します。なお、源泉徴収票では受付できません。

上記1～4のほか、状況により別途書類が必要な場合があります。

〈申請方法〉（次の1か2のいずれか）

- 1 郵送による申請 → 上記必要書類を旭川市子育て助成課まで送付してください。（裏面の下記「宛先」を切り取り御利用ください。）
- 2 窓口での申請 → 上記必要書類を旭川市子育て助成課（旭川市7条通10丁目第二庁舎5階）又は各支所へ御提出ください。



〈受付開始日〉 令和5年5月10日（水） から

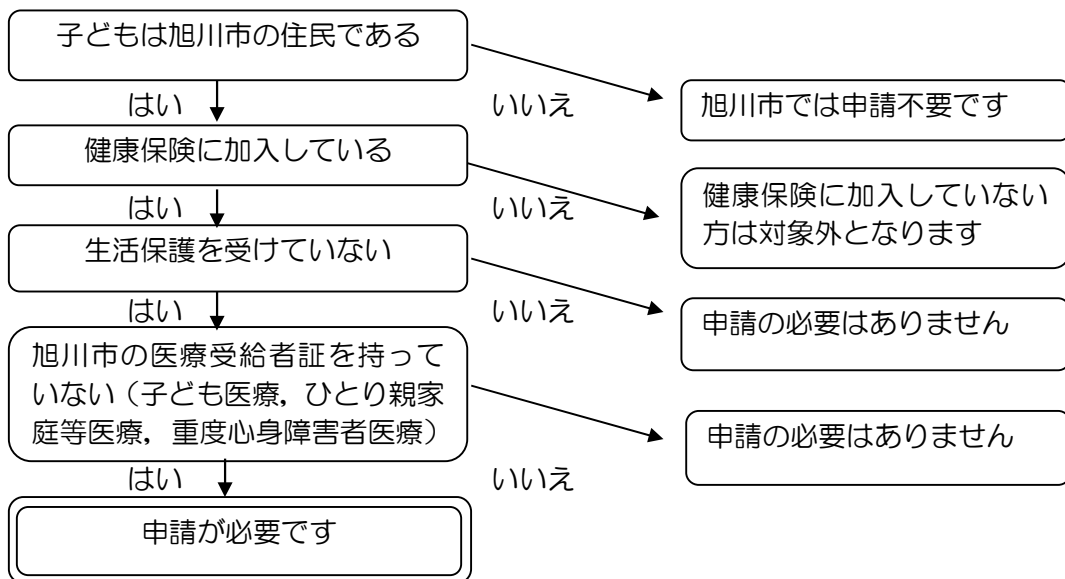
（令和5年8月以降の申請であっても、8月1日から受給資格を遡って取得できます。）

〈受給者証の交付〉 6月末までの提出で不足書類等がない場合、審査後7月末までにお子さんの住所へ郵送

次の場合は子ども医療費助成の対象となりません。

- ・入院時の食事代や差額ベッド代、健康診断、検診、予防接種、診断書料、薬の容器代などの保険診療外の費用
 - ・大病院へ紹介状なしでの初診診療による保険外併用療養費
 - ・学校管理下（部活動を含む）での災害に関わる医療費（災害共済給付制度加入者の方）
→日本スポーツ振興センターから給付金が支払われます。受給者証を使用した場合、後日返還していただきます。
 - ・就学援助を受けている方で、学校病治療に関わる医療費
→学校保健安全法医療券での助成が優先されます。
 - ・交通事故等第三者行為によるもので損害賠償保険で医療費が支払われるもの
 - ・ひとり親家庭等医療費や重度心身障害者医療費の助成対象となっている0歳から中学生までの方の医療費
- ※小児慢性特定疾病医療、未熟児養育医療、自立支援医療など、他の公費制度で医療費の助成を受けることができる方、受けている方は、その公費制度の使用が優先されます。

子ども医療費申請手続きが必要な方



☆申請書を提出する前に、もう一度確認を！☆

申請書はお子さんひとりにつき1枚必要です。



チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	◎申請書に記載漏れはありませんか？ ・申請者は、お子さんの生計を維持する方（住民票の世帯主ではなく、保護者のうち収入の高い方）になります。 ・医療保険欄は、お子さんの健康保険証の事項を記載してください。
<input type="checkbox"/>	◎同意書の記載漏れ、印鑑の押し忘れはありませんか？ ・生計維持者と世帯員（お子さんと住民票が同じ世帯で20歳以上の方）の署名と別々の印鑑での押印をお願いします。 ※令和5年8月までに20歳の誕生日をむかえる方を含みます。
<input type="checkbox"/>	◎添付書類は全てそろっていますか？ ・お子さんの健康保険証の写し又は証明書 ・同意書 ・必要に応じて令和5年度所得課税証明書（生計維持者が非課税の場合は、同一世帯の配偶者等分も必要な場合がありますので、お問い合わせください。）
<input type="checkbox"/>	◎受付開始日は？ ・ <u>令和5年5月10日（水）</u> から申請を受付します。

※訂正する場合は、二重線を引いてください。

【お問い合わせ先】 旭川市7条通10丁目第二庁舎5階
 旭川市子育て支援部子育て助成課 電話 25-6446（9:00～17:00）
【申請書配布先】 子育て助成課 及び 各支所

郵送で提出される場合は、下記「宛先」を切り取り、切手を貼り送付してください。

申請書ダウンロード先

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/228/230/d076942.html>



《宛先》

070-8525
 旭川市7条通10丁目第二庁舎5階
 旭川市子育て支援部子育て助成課
 （子ども医療費助成担当）行き